

第17回労働学校開催

7月26日から27日まで、新大阪クライトンホテルで、大阪支部第17回労働学校を総勢37名が参加し、開催しました。立命館大学名誉教授の吉田美喜夫教授、全港湾中央本部橋崎副委員長、立憲民主党尾辻かなこ衆議院議員の3名から講義を受け議論を交わしました。

◆第1講義

立命館大学名誉教授 吉田美喜夫さんから「労働組合の過去・現在・そして未来は」について講義を受けました。

労働は商品ではない

労働組合の本質的役割は、労働力の独占体として、労働者相互の労働力の安売り競争を規制することにあり、また「労働力は商品ではあるが労働者は商品ではない」と言われていました。労働組合が力を落とすと職場の労働条件が低下してしまうこともあり、新自由主義とは資本的な考えとして自由競争を促進して、規制緩和を主とする新自由主義と違い労働組合は規制を厳しく重んじることから弾圧を受けやすいなどターゲットにされているといった問題点がわかりました。

労働組合の組織形態と法的問題

日本の組織形態の90%が企業別組合で、正社員が中心で組織化されており、就業者の多くが労働者（6400万人中、5370万人）で84%が雇われています。また協調的性格（会社がつぶれたら元も子もない）といった事情をもっており、そのなか、非正規雇用が増大しているため組合率が低下するのは当然だと

考えられています。

法的問題では組織形態の違いが労働法理論に影響しているのが現状で、司法判断でも産業別労働組合が憲法28条の適応外であるといった間違えた判断をするような検事がいるのが現状です。



対等な交渉力を獲得する手段

ストライキの実効性について、ストライキが減ってきて1974年に比べると157分の1の件数で、1件あたりの参加数も697人が現在は23人と縮小もしています。しかも、現在のストライキには短時間ストや少人数でのストライキもみられ、これらのストライキの意義が問われています。

一方、アメリカでは1カ月以上におよぶ大規模数のストライキをおこなっており、30%近い賃上げや一時金を獲得している。ドイツでは日本と組織率が変わらないにも関わらず組織形態の違いから大きな成果を生んでいる。日本との違いが明確になっているのが現状です。

労働組合の現状と政策動向

日本の労働組合は企業内組合ばかりで、組合数が多く、22789組合。推定組織率は16%余となっており、また最近では大手労働組合などが労働組合の必要性を問うような発言や「労使コミュニケーション」「法的基準の解除（デローグーション）」などといった、労働組合不要論におよぶような考えが出てきており、今後より一層、労働組合の未来が危惧されています。

労働組合の未来

請負形態の拡大、労働法の網をすり抜ける働き方が増え、個別紛争が増え労働組合の重要性が増してきています。国際的な視点から日本の現状をみても、国連人権理事会から労働者の人権について懸念を抱かれており「これから労働組合が人権尊重責任を全うすることを推進するうえで、新たな役割を果たさる」と締めくくられました。（佐久原）

「これから労働組合が人権尊重責任を全うすることを推進するうえで、新たな役割を果たさる」と締めくくられました。」

◆第2講義

講師は、中央本部橋崎副委員長がおこないました。

自己紹介では高卒で現在の職場に就職した当時から今日までの話しをされ、最近気になっている言葉を紹介し、講義が始まりました。

民間港での戦闘訓練

2部構成で講義がおこなわれ、

第1部では特定利用港湾について四国の高知新港でおこなわれた自衛隊の荷役訓練の話しをされていました。そこでは、20フィートコンテナを1時間かけ2本しか荷役しないなど、弾薬の荷役を想定したような訓練がおこなわれていました。このようなことを考えると、ウクライナのオデーサ港がロシアの攻撃を受けるなど港湾が攻撃対象になるのは明確であり、島国である日本がこういった事態になれば国民の生活に甚大な被害がでるのは明らかです。「有事」とは、戦争やテロをはじめ、大規模な自然災害など国家や組織にとって重大な危機が発生した状態を総じて「有事」と言います。そういったことから、災害有事には全面的協力をする体制をどのように構築するのか、戦争有事にはどのように対峙（対応）するかなど、全港湾中央での議論を踏まえた方針の確立が急務だと説明されていました。



組織強化の重要性

第2部では、過去に四国地本で全国闘争をおこなった時の問題点や反省点など、当時のことを振り返りながら組織強化の重要性について話しがありました。現在、四国地本の各支部で起っている組織問題なども説明

があり、役員の担い手が不足していることや、その原因が消極的な気持ち（自身がやれるのか）などといったことから、橋崎副委員長の座右の銘である、アントニオ猪木の「道」を紹介し、一歩踏み出す重要性を話ししていました。また同時に、経験を積む大切さ、橋崎副委員長自身が過去に弁護士と対峙したときの経験や、そこから得られた自信など、そして全国の仲間の大切さについて学びました。

最後に人脈の重要性について、過去にオスプレイ問題で大阪支部が四国へ駆けつけたことに感謝を述べ第2講義は終了しました。（佐久原）

「これから労働組合が人権尊重責任を全うすることを推進するうえで、新たな役割を果たさる」と締めくくられました。」

◆第3講座

参議院選挙総括と港湾法の流れ

2日目、第3講義として尾辻かな子さん（立憲民主党衆議院議員・国土交通省委員）から参議院選挙の総括と港湾法の一部改正する法律案を提言されました。

最初に大阪府の「4議席をどこの党が獲得したのか」「立憲の代表は知っていますか」「日本ファーストはどう思いますか」など自らマイクを持ち歩き、参

加者に質問していました。

政治の話を難しくされるだろうと参加者は思っていたと思いますが、まさかマイクを回されるという思いもなく会場の空気が変わったと感じました。



ガソリン暫定税率の廃止も与党だけでなく野党と進めることになり、「8月1日から始まる、国会でガソリンの値下げ法案は可決されると思います」と話されました。

そして港湾法の改正については、能登地震を教訓に陸路の寸断もあり、海からの復興計画、気候変動による海面上昇に対応した保全計画、協働防護協議会の設立、港湾管理者の要請に基づき国土交通省による代行制度を増設、2024年には30～45ギガワットを確保する洋上風力発電計画など国土交通省の委員としての立場からお話していただきました。

最後に、小林委員長から3講義のまとめをしていただき閉校しました。（陣内）

